

# 建設委員会

- 1 期 日 平成20年9月29日（月）
- 2 場 所 第6委員会室
- 3 出席委員 委員長 松岡宏道  
副委員長 内田 務  
委 員 下森宏昭、井原 修、吉井清介、杉西加代子、高山博州、  
中原好治、浅野洋二、砂原克規、山田利明
- 4 欠席委員 なし

## 5 出席説明員

[土木局]

土木局長、技監、総務管理部長、土木総務課長、建設産業課長、用地課長、技術企画課長、土木整備部長、土木整備管理課長、道路企画課長、道路整備課長、河川課長、砂防課長、空港港湾部長、港湾技術総括監、空港振興課長、港湾管理課長、港湾企画整備課長

[都市局]

都市局長、都市技術総括監、都市事業管理課長、都市企画課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長

[企業局]

企業局長、事務部長、技術部長、企業総務課長、土地整備課長、水道課長

## 6 付託議案

- (1) 県第71号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項
- (2) 県第79号議案 工事請負契約の締結について
- (3) 県第80号議案 工事請負契約の締結について
- (4) 県第81号議案 工事請負契約の締結について
- (5) 県第82号議案 工事請負契約の変更について
- (6) 県第83号議案 工事請負契約の変更について
- (7) 県第84号議案 工事請負契約の変更について
- (8) 県第89号議案 広島県土地開発公社の定款の一部変更について

## 7 付託請願

20-3の2 原油・資材価格高騰で苦しむ県民・中小業者への緊急支援策を求める請願  
（中小業者の適正単価の確保と下請業者が不利な状況に置かれないよう監視・指導を強めること（建設工事に係るもの）に関する部分）

## 8 報告事項

- (1) 単品スライド条項の運用の拡充について
- (2) 建設工事コスト調査について
- (3) 「福富ダム建設事業」に伴う試験湛水について

## 9 会議の概要

(1) 開会 午前10時33分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 付託議案

県第71号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項」外7件を一括議題とした。

(4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（井原委員） 全体事業費がマイナスということを知っていた中で、歳出の8款2項3目のところの部分で、6億9,900万円余の増額があるのですが、他が減額の中で非常に突出して増になっています。この中身についての説明をお願いしたいと思います。

○答弁（土木総務課長） 御指摘のとおり、予算書の中で橋梁整備費が6億9,000万円余の増額となっております。これについて具体的な箇所申し上げますと、フライトロード関係の工事費の中には、橋梁と道路整備が含まれておりまして、全体の事業費は25億円となっております。その財源内訳といたしまして、国からの交付金、補助金がございます。今回、道路特定財源の関係で交付金が減額される中で、国の方で直轄事業に使う部分を減らしまして地方の財源を補てんするといった形で、補助金部分の増額がございました。そうした中で、橋梁が増加しておりますのは、フライトロード関係で橋梁部分についてはもともと交付金の予算として計上していたものを補助に振りかえたもので、この予算説明書の中で6億9,000万円余の増額という形で今回の補正で御提案させていただいているものでございます。事業費やその他について、変更はございません。

○質疑（井原委員） いわゆる財源更正であるということですが、これに類似する大幅な変更のものがあればお示しいただきたいと思います。

○答弁（土木総務課長） このほかに国の補助金と単独事業とセットで事業化しておりました箇所につきまして、国からの補助がふえるということで単独事業を補助に振りかえた事業もございます。そうした結果、この予算書の説明にございますように、道路改良費は6,000万円の減にとどまっております。

○質疑（井原委員） 間違いがあれば御指摘いただきたいのですが、交付金が減りました。その振りかえで補助金が入ってきた。そのプラス・マイナスがあるので、10が10、交付金に振りかわったわけではない。それと同時に、交付金の場合、10分の5.5、補助金になると10分の5、2分の1ということで、実質的には県の持ち出しがふえると思うのですが、交付金が補助金に変わった総額とあわせてお示しをいただきたいと思います。

○答弁（土木総務課長） 交付金の減額と補助金の増額につきまして、申しわけありませんが、手持ち資料がございません。結果といたしまして河川等を含めましてすべての土木、都市局の公共事業で今回御提案の19億円余の減額といった形で交付金が

下がりました、若干補助が戻った結果の数字でございます。手元に具体の細かい数字を持っておりませんので、最終形で恐縮でございますが、交付金下がって補助金が増額されて、結果として19億円の減額になったということでございます。

それと、交付金と補助金とでは国の補助率が若干違っております。その差額分だけ一般財源の負担も変わってまいります、その負担につきましても、交付金の減額部分と補助金の上乗せした部分との差額と、全体の事業が減ったことに伴う一般財源の減額分が結果として4億数千万円の減となって、今回の補正でお願いをしている数字でございます。

○質疑（井原委員） 交付金と補助金の差額が19億円ということですが、そのことによって減ってくる事業費の部分で、一般財源でマイナスになるのがトータル4億円余り。そうすると、19億円マイナスの部分で一般財源が4億円ですから、持ち出し部分と交付金減って補助金が増えても、その差があるから4億円の一般財源の投入が減るということになる。19億円から4億円を引いて、単純計算をすれば、具体の数は別として、交付金から補助金に振りかわる100分の5のマイナス部分についての総額という数字で、大体の数字は算出できると思うのですが、相当な額になります。財源そのものが補助金や交付金という形ではあっても、現実には県費の繰り出しが、本来はふえているはずで、それが事業を減らすことによってトータルで4億円の持ち出しが減ったということだけを強調されても、これだけ事業費が減っている中でまだ減るといふことは、現実にならぬのかということをおきちんと押さえた上で、財源更正も含めて、あるべきだと思う。そうでなければ1,000億円を割ってしまう中でまだまだ割っていく、非常に無礼な言い方かもしれないですが、漫然と見過ごしてしまうことになりかねない。事業を確実に実施するためにも、この財源の問題というのは考えておく必要があると思うのですが、当初予算に対して、今回のいわゆる認証部分での発生した事柄の中での交付金の減というのはわかりますか。それだけ教えてください。

○答弁（土木総務課長） 交付金につきましては6億円余の減となっております。

○質疑（井原委員） 交付金の6億円減ということはあり得ないのではないですか。もっと減っているはずで、補助に振りかわっているだけの部分だけでも相当な金額があるので、そこだけでもはるかに超えているはずで、振りかわっている部分だけ考えても、もう交付金は7億円減っているわけですから、全体の中で最終的な歳入の中にいずれかの形で入っているけれども、交付金からかわっている総額は5億円、10億円の単位ではないはずで、その程度であればそれほどの影響はないと思いますが、そうであるならば一般財源の4億円の減で済むわけがない。もっとふえていないといけなはずで、19億円の4億円が減額になったら、それだけ考えても2分の1で計算しても9億5,000万円になるわけですから、それが4億円余りしかないということは、100分の5がそこで絡んでいるからそういうことになる。そうすると5億円で計算しても、100分の5が5億円だとすれば、普通そういう計算になり

ませんか。

○答弁（土木総務課長） 交付金の減額につきましては24億円、通常補助金での戻りが16億円となります。丸い数字で申しわけございません。

○質疑（井原委員） 今の数字はそういうことだろうと思いますが、道路特定財源の状況の変化の中で、当初1カ月の間、実質的に特定財源がショートしてしまう中で、事実上、県として事業の執行を停止されています。いまだにその分についてはまだ残ったままだと認識をしていますが、私だけかもしれませんが、我々の中では、そのような金額ではないほどに、大きな規模で事業を停止しているのではないかという、地域の中では非常に不満な状態に至っている部分があります。これは実際に道路特定財源の失効、助成県費の16億円という穴があいた部分に対してのことだけで本当にとどまっているのかどうなのかということがしきりと言われています。このことについては、どのような認識をお持ちなのか、お尋ねします。

○答弁（土木総務課長） まず、年度当初、道路特定財源の1カ月失効の議論で私どもの方で発注いたします事業の着手時期がずれておりました。それとは別に、国の方に1カ月分の道路特定財源のいわゆる上乘せ分が入らないということで、その中から国が直轄事業で使うお金、地方に補助、交付金で回すお金、それとは別に県、市町に対して道路特定財源から譲与という形で県に渡される資金がございます。その中の1カ月分が入らない、広島県の場合は10億円の譲与がないということで、それを単独事業の中で事業費に換算いたしますと、16億円の事業を当面財源の確保のめどがつくまで着手を見送っております。その辺がいろいろと御心配をおかけしている点だろうと思います。2つの要素が重なったこともございまして、地元の皆様方からも今年度の土木局の事業の進捗がおくれているのではないかと御心配をされたのではないかと考えております。

○質疑（井原委員） おくれているのではないかとといった感覚的なものではなくて、具体的な数字の中で整理をしていただきたい。あすをもって第2・四半期が終わります。当初に発注のずれがありました。1カ月といえば聞こえはいいですが、実質的には2カ月、通常は6月ごろから発注が始まることが多いのでしょうから、その間にさまざまな入札準備をされたのだと思います。しかしながら、現実にはおくれました。そうした中で、今9月末を迎えて下半期に入っていきますが、そこで現状の数字をしっかりと早急に押さえていただいて、残余の工事、事業の中で標準工期すらとることができないものが発生するとしたら大変なことになります。最初から繰り越しで、する気がないのかということになってしまいかねない部分があるわけですから、このことについての整理を早急にしていただくことを、まずお願いすると同時に、これは考え方としては非常に邪道なのかもしれませんが、10億円の穴があいて、今回の補正で一般財源が4億円余り減少する。単純に土木の整備の事業だけを考えれば10のうち4は戻ってきたのだから、穴のあいた部分に早く入れる、その分だけでも進めるという感覚がないのかどうなのか、ここだけお聞かせをいただき

たい。

○答弁（土木総務課長） 今回の国の認証減に伴いまして、事業費の減額でございますけれども、予算費目や事業ごとに必要な予算を整理いたしまして、補正といった形で御提案させていただいております。今、委員御指摘の4億円余につきましては、予算上では財政調整基金の方への繰り入れといった形になっております。公共事業が縮減していく中で、一般財源を活用いたしまして、事業を進めるといってもあるかと思いますが、現在の大変厳しい県の財政状況を考えますと、結果として基金に積むということにつきましては、やむを得ないものと考えております。

○答弁（技術企画課長） 先ほど御質問がございました現状把握でございますけれども、毎年9月末の状況につきまして、10月の建設委員会に整理して報告させていただくことになっておりまして、現在その集計中でございます。委員御指摘のとおり、全体的にはおくれぎみなどころがあります。頑張るやるといいうことを常日ごろからやってきておりますけれども、そのあたりも含めて御報告させていただきたいと思っております。

また、このようなおくれに伴って適当な工期がとれないのではないかとこの御指摘をいただきました。翌債発注といったことも含めて今後検討して、遅くなった発注については適正な工期をとれるような発注も考えながら執行していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○質疑（井原委員） 基金とは備えるものであり、現状は備えるどころか、もう慌ててよそから持ってこなくてはいけないという次元の話です。それを、当局、担当部署から基金に積むしかないと言われると、いささかどうかとは思いますが、先般の入札残の話も含めて、これは決して国からの繰り入れについてはもうあきらめろという話ではなくて、現実の財布の中で行って、返っての話で言うと、既にもう10億円の金を超えて十分な財源が、トータルの中では非常に逼迫をしていると言いながら、土木事業費の中で言えば、十分にその10億円の部分については解消できる、一時的にも予算措置ができる中で、その前に既に土木費がここまで削られてきたという今までの過程を考えると、決してそれは基金に積むことは是とはしない。今まさにやるべきことがもっとあるのではないかと、それどころか逆に増を求める声が多くあるところに向けて減額されて、結局、国の交付金ないし補助金のありようを追認する形で県の施策が行われることについては非常に不満を感じます。ぜひとも、先ほどの話について言えば、財政当局との協議という大きなハードルがあるのかもわかりませんが、少なくともここで発生した4億円余の部分については、今の道路特定財源による執行停止の部分の一部再開という形で御検討いただきたいと思っておりますが、局長の御見解があればお願いいたします。

○答弁（土木局長） 道路特定財源の失効の部分につきましては、国に対して地方六団体を通じて、また、県としても早期の執行についていろいろな要求をしているところでございます。これは道路特定財源の問題として国の方でもそれなりに検討され

て、今後適切な対応がされるものと考えておりました、失効分についても今後、それが県の方に補てんされるという形になっていくものだと考えており、その方向でまた要求もしていきたいと思っております。

今回の4億円余のお金を基金に積むことについて、それは特定財源の穴の部分に使うべきではないかという御指摘ございましたが、それについては、土木局としましては非常に理解できる部分もございますが、やはり先ほどの説明で土木総務課長が申しましたように、やはり厳しい財政状況の中で、これは整理としましては結果として基金に積むこともやむなしという状況で財政当局とも協議をいたしたということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○質疑（砂原委員） 今の局長の答弁は少し違っている部分があると思うのですが、結局19億円分の事業をしないことで、4億5,000万円のお金が現金として余った。それを知らぬ顔をして、この青表紙の中の総務費のところの22億円に積み込んでいるというのは、我々は全然気がつかなかった。きょう来てその話がわかってきたところです。これを今、井原委員が言われたように10億円は入ってこないけれども、4億5,000万円があるからそれを使えばいいのではないかという話だったと思うのですが、実際にはこの4億5,000万円を使おうとすると、交付税の裏づけがないと使えないのではないですか。

○答弁（土木局長） これについては、裏づけがないと使えないといいますが、ある程度、交付金がないと使えないというのは御指摘のとおりです。

○質疑（砂原委員） 土木局は非常にかわいそうだと思うのですが、公共工事の発注システムというものが非常に制約を受けていて、結果、土木局として事業をやりたいとできない。だから、財政当局が基金に積み上げていくというのは、なるほどなどと、土木局の苦勞がよくわかったのですが、もう一つ大事なことは、県は3年間で35%公共工事をカットすると言っています。そうすると今回は19億円の事業をしない、今回の臨時国会で、暫定税率の上乗せ部分の地方への配分がもしもされなかった場合、これは16億円、19億円と16億円で35億円ほど事業の執行ができないという状況になります。そうしたときには3年間で35%のカットの2年目のことし、大幅な事業費の削減という形になるわけですけれども、3年目に35%でとめるように戻してくれるという考え方はあるのでしょうか。

○答弁（土木局長） その件につきましては、土木局としての判断ではお答えできない話だと思います。土木局としましては、今までも県の財政再建に向けて一生懸命努力しております。新たな具体化方策に基づいてずっとやってきているわけですので、それは守っていかなければならないのですが、もし万が一、余裕があるということであれば、また財政当局とも話をしていきたいと思えます。

○質疑（砂原委員） 我々議員が何を一番心配しているのかというと、こういう技術的な数字のやりくりで、結局、犠牲者は地方の人々であるいうところなのです。例えば、今回も単独公共の維持にまで手をつけているわけで、そうすると、政令市の議

員は広島市がやってくれているから余り感じてはいないのですが、地方の議員は切実な問題になってくるわけです。この16億円をやらないことで、道路の穴ぼこが全然埋まらないというおそれがある。土木もいろいろな制約を受けてやっていかなければならないというの、よくわかるのですが、ぜひとも次年度の予算編成のときにもシーリングに黙って応じるのではなくて、どうしてもやらなければいけないというものを死守する姿勢というものをぜひ持っていただきたい。これは県民に対する姿勢だと私は感じているのですが、その辺はいかがですか。

○答弁（土木局長） やはり必要な事業はしっかりと進めていきたいと思っておりますし、土木局としても事業が進まないということにつきましてはいろいろと思うところはございます。したがって、御指摘のような要求はしっかりとしていきたいと考えております。ただ、県の財政が非常に厳しい状況の中での我々の要求ということになりますので、そのあたりも御理解をいただきたいと思っております。

○質疑（杉西委員） 今回の議案の中にございます工事請負契約の変更について、この中で入札差金の大きなものが出ていますが、それについてどう考えておられるのか、お聞きします。一つ例を挙げますと一般国道487号線の橋梁整備工事では、2億2,000万円余の入札差金が発生して減額という議案が、今回入っていますが、これは当初予算から計算してみますと74.99%という入札率になっています。これは調査基準最低価格を下回っているのです、いろいろ検討されていると思います。恐らく工事内訳書あたりも提出されて、そのあたりも見ていろいろ検討されていると思いますが、このような減額は工法的に妥当なものであるという見方ができるのか、それとも、全くそうではなく、今の価格競争の流れの中で、このようなことになっているのか、執行部として分析された結果を教えてくださいたいと思っております。

○答弁（道路企画課長） お尋ねのありました警固屋音戸バイパスの音戸側下部工工事でございますが、この工事につきましては、広島県から広島県道路公社に委託をしておりますし、その委託に基づき道路公社の方で一般建設業者と工事請負契約を結んでいるものでございます。内容といたしましては、委員御指摘のとおり低入札価格ということになっております。先ほど申されました74.99%といえますのは、広島県と広島県道路公社の契約においての率になっておりまして、実際は、道路公社と建設業者との契約に関しましては予定価格の75.0%という額でございます。しかしながら、道路公社での調査基準価格、これは税抜きでございますが、6億1,610万3,363円に対しまして入札額が6億1,578万8,000円ということで、調査基準価格に該当しましたので、道路公社の方で低入札価格ということで調査をしております。

道路公社におきましては、広島県が定めております低入札価格調査制度事務取扱要綱に準じて調査を行っておりますし、この件につきましても、入札者の見積もりを入手いたしまして、見積もりの方が著しく低廉である項目を確認するために、次のような内容につきまして調査をしております。例を申し上げますと、契約対象工事付近における手持ち工事の状況、契約対象工事箇所等入札者の事務所、倉庫との

関連、手持ち資材の状況あるいは手持ち機械数の状況といったことにつきまして取り調べを行っております。これらの調査結果をもとに道路公社の方で公正入札調査委員会の審議を行いまして、記載内容につきましては特に不適當なところが見受けられないこと、共通仮設費、現場管理費、一般管理費につきましては業者の方で経費縮減に努め、会社の一般経費等で努力するということであること、そして、提出資料及び聞き取りから品質の低下、労働力条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれはないことといった判断をされまして、適正な工事が行われるという判断をし、落札者を決定したと伺っております。

○質疑（杉西委員） それでは、これは公社が内容的なものをチェックされて、県の土木局の方では余り関知されないということでしょうか。

○答弁（道路企画課長） 工事発注そのものは公社の方が行っておりますので、内容のチェックにつきましては先ほど申しましたように県の要綱に従って県と同じようにチェックをしておりますけれども、その詳細については県で行っておりませんので、結果のみを聞き取っているということでございます。

○質疑（杉西委員） そういうことであれば余り内容の細かいことはわからないのですが、私がお伺いしたいことは、このような落札金額が出てくる背景についてなのです。確かに手持ちの工事が幾らあるといった、いろいろな項目をクリアしていればきちんとできるという判断で、低価格入札であってもそれでだめとなるケースは、そうはないと聞いています。しかし、そういうことではなく、答弁が難しいかもしれませんが、今の世の中の動きを見てこのような見積金額がどのような背景で出てくるのか、なぜこういうことになるのかという思いを聞いてみたいのです。

○答弁（技術企画課長） 前回の委員会で若干申し上げましたが、やはり公共事業の減少に伴う競争の激化ということが、低入札価格の増加の要因の一つではないかと考えております。

○質疑（杉西委員） これを前段として、入札制度の関連について質問をしたいのですが、きょうここに建設工事コスト調査の資料が出ておりますから、この説明を聞かせていただいてから、一般所管事項で続いて質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(5) 表決

県第71号議案外7件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 請願1件を議題とした。

20-3の2 原油・資材価格高騰で苦しむ県民・中小業者への緊急支援策を求める請願（中小業者の適正単価の確保と下請業者が不利な状況に置かれぬよう監視・指導を強めること（建設工事に係るもの）に関する部分）についての意見交換

○意見（吉井委員） 先ほど委員長の方から、原油・資材価格高騰で苦しむ県民・中小企業者への緊急支援策を求める請願に対して、中小企業の適正価格の確保と下請業者が不利な状況に置かれぬよう監視・指導を強めることというお話がありまして、

このことについて意見を申し上げたいと思います。

現在の原油・資材価格の高騰は深刻でありますので、この点については憂慮すべき事態であることは理解いたしますが、先ほどお話にございました、このたびの請願に対しては何点か問題があり、不採択とすべきではないかと考えております。

では、その問題点を、5点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目であります。公共事業の積算に用いる資材価格は、県内の単価変動を年1回全面調査して設定しておりますが、毎月資材の価格動向を把握し、主要資材、生コン、骨材、アスファルト合材、鋼材、油類、積みブロックなどはプラス・マイナス5%以上、一般資材はプラス・マイナス10%以上の変動があった場合、単価を変更されております。

2点目、鋼材類、燃料費の高騰に伴い、6月16日付で鋼材類、燃料油を対象にした単品スライドが適用されております。さらに、9月29日付で原材料費の高騰など価格上昇要因が明快なそのほかの資材についても対象とすることで適用が拡大される予定であります。

3点目、資材価格高騰などの影響を調査するため、建設工事コスト調査が本年10月から実施される予定になっております。

4番目、県工事における適正な元請、下請関係の確保を図る観点から施工体制など立ち入り点検が実施されており、下請業者の契約関係書類、代金支払い、施工状況などの点検が行われ、適切に指導されております。

5点目、さきの6月定例会で我が県議会として原油価格高騰への総合的な対策を求める意見書を採択し、国に対し提出済みであります。

このように既に対策が進められている状況で、請願を採択する必要性は疑問でありますので、この請願は不採択とすべきと考えるところであります。

#### (7) 請願の審査結果

20-3の2 原油・資材価格高騰で苦しむ県民・中小業者への緊急支援策を求める請願（中小業者の適正単価の確保と下請業者が不利な状況に置かれぬよう監視・指導を強めること（建設工事に係るもの）に関する部分）… 不採択 … 賛成者なし

#### (8) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（杉西委員） 先ほどの続きになるのですが、今回の一般質問の中でも入札制度の改革の意見が4名の議員から出たのではないかと思います。急を要する世の中になっているということを感じます。

そして、知事の答弁にもありましたように、コスト調査の資料が出てきておりますが、一言で申しまして、もう遅過ぎると思うのです。10月から2月までとなっておりますが、本当に待ったなしではないかと思っております。御存じのように、国の方では4月1日から22年ぶりに、直接工事費や共通仮設費など一つずつ積み上げをして、今まで大体約75%だった最低落札価格を積み上げていくと82%になるということで、見直しをしておられます。こうしたこともありまして当県では、ことしの2月の予

算特別委員会で質問がありまして、それに対して、調査をして前に進めていくという答弁をそのころからいただいているのですが、もう間もなく10月でございますが、どうしてこのように長く時間がかかるのか、もう少し短期間でできないのか、そのあたりを質問してみたいと思います。

○答弁（技術企画課長） 2月の予算特別委員会でコスト調査を実施したいとの答弁をいたしまして、準備を始めまして、6月の委員会のころであったと思いますが、おおむね準備ができた段階において、国の方から単品スライド条項の適用についての通知がございました。県も速やかに単品スライド条項を適用したわけでございますが、このように物価、資材の高騰の影響が非常に出てきているということで、そこら辺が建設業者に与える影響が非常に大きいのではないか、調査するならそれも一緒に調査した方がいいのではないかということで、資材高騰の影響を特に受けている、先ほど説明しましたように昨年度に発注しまして繰り越しているものや、債務発注しているもので、特に鋼材や燃料油を使っている量が多い工事を抽出しまして、それについても調査したいということで、上半期までサンプルの抽出をするのに時間がかかったということでございます。また、昨年度に工事が終わった240件につきましても、資材高騰の影響はほかの工事等でどのような影響を受けているかということと同時に調査したいということで、若干調査のスタートがおくれたわけでございます。先ほど説明しましたように10月から調査を始めまして、回答を大体10月いっぱいではまとめたいと思うのですが、他県の状況を見ましても、回答にかなり不備なところがあり、書き直してもらったりすると、どうしても11月ごろまではかかるものと考えております。その後、多様な観点から調査結果の分析、評価を行いまして、一定の方向性を整理する目標を2月ごろとしたいということでございます。

それから、他県もかなりやられているし、それから国土交通省も4月から既にやられているという状況でございますが、他県の状況も24道県で既にやられています。すべてを把握しているわけではございませんが、中にはコスト調査をやられて同じようなことで調査した上で、上げられているところもございます。国土交通省につきましては、落札率が85%以下になりますと、工事成績が平均点未満となる工事の割合が急増して、工事の品質に影響を与えるおそれがあるということで引き上げております。

広島県の状況でございますが、低価格入札の工事につきましては発注者といたしまして、重点監督の実施や中間検査回数の追加など施工体制の拡充を行うとともに、受注者につきましては、瑕疵担保責任期間の延長や専任技術者の追加配置などを求めています。現在のところ、特に目立って品質に影響が出ているものはありません。ただし、目立たない部分での、いろいろな影響が出ていると思いますので、コスト調査などで調査した上で、実際に赤字覚悟のダンピング受注があるのかどうか調べ、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

○質疑（杉西委員） 時間がかかったのはこの春ぐらいから資材等が非常に高騰して、

その話を待っていたという答弁だったのですが、単品スライド条項を国が出したら、県はそれに追随して、資材高騰のことは県もすぐ動かれたわけでございます。そういった意味で最低入札価格は以前から話が出ていたのですが、今の説明から言うと何かおかしいなという気がします。いずれにしましても、今この調査の内容を聞きましたが、もう調査をしてみてどうこうという状態ではないと思うのです。皆さんもそこはよく御承知のとおりで、先月も出していただきましたように平均では80数%という落札率でしたけれども、後に出してもらった資料では75から80%に偏っているという現実がございます。業者も工事を工法で頑張っているわけではなく、赤字の覚悟でとらなくてはならない状況なのです。そういうことはここにいらっしゃる皆さんはよくわかっておられると思います。ですから、こういう調査をされるのもいいかもしれませんが、これを待ってこれを集計するという状態ではありません。今言われた24県の中で10県ぐらいは、もう国に準じた格好で改正されているところがあります。それらは皆、5月や7月からと、この近辺の山口県も国に準じて変えています。4月以降は世の中の動きが本当に急転直下しておりますので、そういった意味でも国が出したらそれに準ずるといような動きをしている県が何県もあるわけです。

この11月まで調査を集計して2月までにとおっしゃられますけれども、調査すると言われたのですから、されればいいと思うのですが、調査は参考意見ぐらいにして、こちらの方で流れはもうよくわかっていらっしゃるわけでございますので、その準備をしていただいて、いずれにしましても2月ごろに返事を出して、これからまたどういうふうにするか考えるのではとても遅いと思います。私も一般質問の中でもよく申し上げるのですが、幾らいい施策をされましてもスピーディーでタイムリーでなくては功をなさない。本当の意味でいい施策にならないと思います。知事が答弁で、建設業は広島県の基幹産業であって、元気な広島県をつくるためには大事な産業であるともう何度もおっしゃられておりますので、どうぞその辺も見直しをしていただいて、この調査報告を待って動きますというのではなくて、少しでも早く動いていただきたいと思います。そのあたりをどなたか答弁お願いいたします。

○答弁（技術企画課長） 単品スライドにつきましては、1%以上超えた部分については発注者の方に言うということは、契約約款の中にもともとどうなっておりますが、その適用の仕方というのが定められていなかったということで、今回、国土交通省の方が資材高騰の状況が非常に厳しいということで、こういう形で適用しようという条項、適用方針というのをつくられましたので、それに基づきすぐに対応したもので、約款としてはもう既に定めていたという状況です。

1%以上のやむを得ない変更などにつきましては、約款の中でも発注者の方で見ましようということもありますし、国土交通省としてどのようなことで1%を決めたのかは明らかではありませんが、そういうことで適用したところでございます。

コスト調査につきましては、委員御指摘のように、建設業者は地域の安全・安心

の確保といった、土木の災害業務等を執行していく上で非常に重要であり、つぶれるということは絶対に好ましいことではないというのは重々承知しております。我々もダンピング受注等でそういうことになることは望んでいるわけではございません。ただし、土木局の使命は、税金を使って整備しておりますので、良質で、スピーディーに、できるだけ安く社会資本の整備を進めていくという大きな使命がございます。そのため、安いということを直ちにだめだということは難しいこともございまして、我々としてはそういうダンピング受注になっているのか否かということをも十分調査して、その結果を踏まえて対応したいということでございます。少しでも早くその対応ができますように一生懸命調査してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○要望（杉西委員） よろしく申し上げます。重ね重ねになりますが、建設業界は、昨年の建築確認の申請から、もっと前からでは公共事業が非常に激減しており、生きるか死ぬかという状態だったわけでございます。さらに、広島で言えばアーバンコーポレーションのことがあり、それでも大変だったのですが、それに追い打ちかけるようにリーマン・ブラザーズの経営破綻といったことがありまして、倒産が日々起きているような状態でございます。ですから、確かに安くて税金が少なくていいものができればそれが一番いいのですが、国も何でもダンピング、安ければいいよという考えであれば、動きはしないと思うのですが、そういう動きをしたということは、大きな意味があったと思うのです。その辺を一步踏み込んで、今までどおりのしゃくし定規な物の言い方、考え方だけではなく、愛情を持ってしっかり、少しでも早く対応をしていただきたい。資料を出せと言っても本当にきちんと100%出せるのかどうかということもありますし、その辺を理解していただいて一日も早くいい結果を出してもらおうよう要望いたします。

○質疑（高山委員） 杉西委員は非常に優しく言われるのですが、委員は皆さん方に全然本心を言っていないのではないかと思いますので少し代弁をします。今回の一般質問で私を含めて4人しましたが、私は建設工事のコスト調査は私たちが思っている調査と全く違うのです。今さら資材高騰の調査をして何をやるのですか。最初にこのメンバーの建設委員会が始まったときに、下森委員から始まったけれども、75%の安値受注で地域の建設業界が非常に弱ってきているので何とかならないのかという話から始まっているのです。資材の高騰をこれからまた2月にかけて5%や10%上げますと言っても、賃金はどうなるのですか。資材の高騰だけ助けて、建設業に携わっている労働者の賃金は関係ないのですか。個別に資料提供をしてもらいましたし、委員会でもしましたが、75~85%の受注の割合が去年は全体の15~16%程度であったが、もう30%を超えて、34%になっている。これは高騰していた資材が安くなったからこれだけ安値の受注になったのですか。我々委員が聞いているのは、75%でいいのですか、どうなのですかということを知っているのです。24の県、新潟県や宮崎県が調査をしているのは、75%を85%や90%にしているわけです。広島

県はそういう調査をしないのですか。75%で早くて安くてもいいものができる、それだけでいいわけですか。そのあたりをどう思われてこの調査をされるのでしょうか。

○答弁（技術企画課長） 資材高騰の影響についてどうして調査をするのかという御指摘でございますけれども、目的は県の資材につきましては毎年調査しているのですが、主要資材について先ほど杉西委員からもございましたが、5%で変動があったわけで、その他の資材については10%変動があったら上げるという基準を決めております。こうした資材高騰の勾配がきついときにはもう少しきめ細かな対応も必要ではないか、資材調達で、業者がどのような影響を受けているかということをご直接聞くような形にしております。その辺でいろいろな方向に生かしていけたらということで追加させていただきました。

それから、75%でいいのかという御指摘でございますが、現段階では75%というのを最低制限価格で設定しております、この最低制限価格と調査基準価格を広島県では75%を採用しておりますが、1億円未満につきましては75%以下の入札は失格ということになります。その辺で、ぎりぎりのところや、80%、85%といろいろありますが、調査する範囲は90%から70%以下までいろいろなところを抽出して調査していますので、どれぐらいのパーセントでとったものがどういう工事で、どれぐらいの赤字になっているのかということをご調査して、その結果を参考に、赤字受注が多いということであれば、その辺をどうすれば改善していけるのかということをご検討したいと考えております。

○質疑（高山委員） 我々が言っていることを皆わかっているのか、わからずに答えているのかよくわからないのですが、銀行へは行かれるのですか。資金繰りが大変だという話を先ほど杉西委員がされたが、建設業者の資金繰りを一番わかっているところは銀行です。そういう調査は一切する気はないのか、ほかに社員の話を聞くようなことはしないのですか。資材高騰だけを調べるのですか。

○答弁（技術企画課長） 説明いたしました建設業の方への調査の中には含まれておりませんが、他県の状況やその辺の情報もできる限りとして、いろいろな問題点について考えていきたいと思っております。

○質疑（高山委員） 今回の調査の目的は一般質問で何人も言いましたが、10月から始まる建設工事コストの調査に基づいて改定されると知事も局長も答えられました。我々が言っているのは、そうではないのです。今、建設業者が置かれている立場は、資材高騰どころの話ではないのです。要は75%でとらなければとれないから、低価格入札の割合が、10何%から今30何%にまでふえているのです。そこが一番の問題ではないかということで質問しているのです。コスト調査をされるのなら、まず会社に行かれるのでしょうか。会社に行かれたら、社長や総務部長に話をされるのでしょうか、間違いなくその会社は75%でももうかっていますと答えます。仕事をもらっているのですから、損していますと答えるわけがありません。私たちは安くてもいいものをつくることができると答えます。社員はどうですか。ボーナスをもらって

いるかどうかは調べないでしょう。納入業者、下請業者、その声を聞かないと今の建設業の立場はわからないと思います。そこの調査をやっていただかないと調査の意味がないということを皆さん方は一般質問で言われたと思うのですが、その認識はどうでしょうか。

- 答弁（技術企画課長） もうかっているかどうかわからないということですが、我々の調査方法を少し説明させていただきますと、抽出した工事の現場管理費までの細かい項目について、決算額はすべて記入していただきます。それによって契約額との差が、一般管理費という額になって出てくるのですが、その額がある程度わかってくると思います。その出し方については、業者が契約されている公認会計士といった方に確認を求めまして、出していただくことにしております。

それからもう1点は、過去3年間の全受注業務の一般管理費がどれぐらいの状況にあるかということ損益計算書などから抽出して書いていただくという方法をとるようにしております。ですから、その会社の3年間の平均の一般管理費に対しまして、その工事でどれぐらいの一般管理費を得ることができたのかということ把握した上で、入札率に対する受注状況を把握する。それからもう1点は、細かく資材や下請の状況、労務単価や労務の状況などの内訳を出していただくようにしておりますので、その辺での現状や県の単価等との違い等についても検討してまいりたいと考えております。

- 質疑（高山委員） 何回やっても同じ話になるのですが、この間から私が話をしているのは、なぜ75%ですかということ、まだ結論が出ていません。私は、皆さん方がしている積算が100%だと思っているから、一番よく知っている役人が積算しているのに、なぜ75%になるのかが今でもわからないのです。どこでどうやって決まったのか。

それとこの間、私が一般質問をしまして、関連で門田議員が質問されましたが、あのときに技術的なことだから私が答弁しますということで土木局長が答弁されたのですが、設計価格と予定価格は違うのですか。

- 答弁（建設産業課長） 建設工事に関する予定価格につきましては、国に準じて積算基準書により積算されました設計金額に基づいて、取引の実例価格あるいは需給の状況、履行の難易度、それから数量の多寡といったものを総合的に考慮いたしまして決定することとされております。

- 質疑（高山委員） もう一回、わかりやすくお願いします。

- 答弁（建設産業課長） 予定価格の定め方ですが、国の方で積算基準書というものを定めております。それに基づいて、まず積算をいたします。その後、現状の取引の実例価格でありますとか需給の状況、それから履行の難易度、数量の多寡あるいは履行期間の長短といったものを考慮いたしまして、最終的に予定価格を設定するということになっております。これは地方自治法あるいは契約規則に定められているところでございます。

- 質疑（高山委員） その予定価格を決める最終責任者はどなたですか。
- 答弁（建設産業課長） 予定価格は最終的に決定される額によっていろいろ変わりますが、決裁権限に基づいて決められております。
- 質疑（高山委員） 決裁権はだれとだれになるのですか。
- 答弁（建設産業課長） 知事の場合もございますし、土木局長や建設局長の場合もございます。
- 質疑（高山委員） 今だれが決裁権を持っているかという話を聞いたら、知事もいらっしやる。県民の税金を使うのは知事です。要は何を言いたいのかというと、この間の話は今これだけ困っている状況なので国の基準に基づいてするのではなく、広島県の状況が日本の中でどうなっているのか、広島県の業界の方々がどうなっているのか、把握しているのが政治なのです。だから設計金額が100なら100でよいのです。予定価格を下げるようなことを別に検討しなくても、皆さん方が積算されているのが100%なのだから、その中で75%の話は先ほど出しますが、やはり政治が最終的には決めなければならないということは知事の問題だと思う。土木局長、最後に、この75%を変える気があるのかどうなのか。そういう話を知事と話をさせていただいているのかどうか、少しお聞かせください。
- 答弁（土木局長） 先ほど我々の積算のことについて委員はおっしゃいましたが、積算の金額というのは上限です。上部拘束性といいますか、我々は上限を定めるということになっていまして、あとは透明性や競争性などで、率というものが決まってくると考えておりますし、実際そういうわけなのです。75%というのはやはり現場で工事がそれなりにできる、もうけがあるかないかという話がありますが、75%あれば大体そこで、現場で工事ができるのではないかという見込みの数字になっております。それを最低制限価格としているわけでございます。我々は、その75%という数値のところへ今かなり札が入って、その数字で落とす、それに近いところで落とす人がふえてきているということが問題だという御指摘だと思うのですが、そういった状況の中でそれぞれの業者がどれくらいの利益を見ているのか、また利益がないものなのか、赤字を出しているのか、こういった実態を踏まえるのがこの建設工事コスト調査ということになっているわけでございます。それを踏まえて、検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 要望（高山委員） わかりました。
- 今、局長は、75%でもうかっているのか、もうかっていないのか、赤字になっているのかを調査すると言われました。お願いをしておきますが、その75%で請け負っている会社だけではなく、そこへ納入している会社、納入している企業、下請業者、そこで働いている人、そういうことまで調査をしていただきたい。先ほど言いましたように、その会社は赤字とは言いません。私もいろいろなところへ行って聞きましたが、言いたいけれども、役所が来たら言えないそうです。県議会議員や市議会議員には言えるけれども、役所が来たら、安値受注で赤字ですとは言えない

というのが本音だそうです。多分そういう話になると思いますので、そのあたりは言いにくいことを言わさないように、もう少し調査を掘り進んだところでやっていただきたい。

もう1点お願いをしたいのは、業種ごとに1社1工事を抽出と書いてあり、約240件されるようですが、もしできることならどういう業種でどういうところを調査されるということを教えていただければ幸いです。私たちも勉強しなくてはいけないので、そのあたりも少し教えていただきたいと思います。

○答弁（技術企画課長） 250件の内訳でございますが、現在抽出しているサンプルは土木一式工事が170件、それからのり面工事が23件、舗装工事が35件、建築工事が22件でございます。

○質疑（高山委員） 今の内訳は請け負った会社ですか。

○答弁（技術企画課長） 件数が250件ございまして、土木一式工事であれば同じ会社から2件は抽出しておりません。ですから、土木一式工事を抽出したのが170件ありますので、会社数は170社になります。それでのり面工事は23件ございますので、23社になりますが、この23社と170社には重複がある場合がございます。このように抽出しております。

○質疑（高山委員） だから、先ほども言ったように、75%や85%で請け負った会社を調査しても本当のことは言わないと言っているのです。その下までは全くやる気はないということか。下のことを調べてほしいと言っているのです。それは全然やる気がないのか。

○（委員長） そのことを含めて、10月からこの建設工事コスト調査をされることについて、今置かれている業界の実態を客観論として把握できる自信があるかないかを踏まえて答弁してください。

○答弁（技監） 業界の声というのはいろいろな場で聞いております。建設業界が担っている役目も認識しております。ただ、先ほど説明いたしましたように、一方では低廉で良質であればいいではないかという声もございます。一つの工事をやるのに手持ちの工事が多い、会社経費はどこかで持っている、あるいは下請と非常にいい関係にあるといった者が、たまたま安くその工事を請け負った。そういう業者があった場合に、それをその額でとらさないというのがいいかという声がございまして、そこのところは説明が要るのではないかということで今回の調査をさせていただくということです。ですから、入札価格が前より下がっていることの影響というのは、過去にどれくらいやっていたかというものを書いてもらうことによって、今までそういう経費をとっていたのがとれなくなっているという状況が把握できればいいということで、そういう調査をさせていただきたいということです。

それから下請を含めて調査するのか、あるいは、先ほどありました銀行も調査するのかということがございますが、この調査について、私どもができることは工事ごとの採算性がどうなっているのかということでございまして、会社経営がどうな

っているかというところの調査までは、政策的には最終的にそういう判断は要るかとは思いますが、そのような調査は非常に難しいと思っております。

個々の調査について、下請に行くのかどうかということですが、下請に直接聞くということは考えておりません。しかし、そこに無理がある、ぎりぎりですらやってもらっているといったところは、元請を通じて調査させていただくということで、先ほど説明しましたとおり、建設業界の協力なしには把握できないと思っておりますので、ぜひその辺のところはその調査の中で、そういった声をどんどん書いてもらい、数字から出てくる以外のそういった声の部分を調査の結果を判断するときに反映していくという形にすることで考えております。

○質疑（中原委員） 全く違う話題なのですが、しまなみ海道について、10周年の記念行事を来年されるということで、今回補正予算にも出ているのですが、しまなみ海道の状況で気になることがあるので、お聞きしたいと思えます。まず通行量はこの10年でどういう推移があったのかということです。少し調べたのですが、開通が平成16年度ですから、ちょうど5年後に、一番通行量の多い因島大橋で1日平均1万2,000台、通行料金の総収入が114億5,800万円という数字があるのですが、現状で大体どれくらいの通行量があるのか、この点をまずお聞かせ願います。

○答弁（道路企画課長） 瀬戸内しまなみ海道の最新のデータでございますが、平成19年度1年間の1日平均台数を整理しております。一番多い因島大橋におきまして1万3,763台、四国側の来島海峡大橋におきましては6,998台、県境部の多々羅大橋におきましては4,736台というデータでございます。

○質疑（中原委員） 因島大橋が若干ふえています。計画交通量というのは非常に大事な数字だと思うのですが、総事業費が7,500億円ですから、これを償還していく一つの目安が計画交通量になると思うのです。平成13年度の時点で尾道今治ルートは68%だったのですが、この計画交通量に対する今の通行量、実際の割合は大体どれくらいになっているのでしょうか。

○答弁（道路企画課長） 計画交通量につきましては、本四3ルートを含めての採算確保となっております。3ルート合計しか把握をしていないのですが、それで申しますと、これは、台数に1台当たりの利用距離を掛けまして、走行台・キロでございますが、3ルート全体で、計画が27億7,200万台・キロメートルに対しまして、昨年度の実績が28億7,200万台・キロメートル、計画に対しまして3.6%の増という結果となっております。

○質疑（中原委員） 尾道今治ルートというのはほかの2つのルートに比べて、平成13年度なども非常に低い。だから、3つを一緒にして言うと、はっきり実態が見えてこないのですが、それはいいとして、料金の設定という非常に大事な話で、平成17年度から広島県が、民営化された新しい会社の債務返済機構に、毎年53億円を返している。非常に大きな出費になっていきますので、この料金を幾らに設定するかというのは非常に大事な話になると思うのです。料金の設定について広島県は、その意

思決定の場に関与しているのでしょうか。

- 答弁（道路企画課長） 現在の料金につきましては、平成17年度の民営化における時点での設定が最終となっておりますが、この時点におきまして関係する10府県市が入りました調整会議がございまして、その中で県あるいは市の出資団体の意思を反映した結果となっております。
- 質疑（中原委員） その連絡調整会議は広島県からどなたが出席しているのですか。
- 答弁（土木総務課長） 本県からは土木局長がメンバーとして入っております。
- 質疑（中原委員） 平成17年に料金改定があったということだったのですが、その後、今は平成20年ですが、連絡調整会議は開かれていますか。定期的に関われるものなのか、料金改定のときにだけ開かれるものなのか、その辺はいかがですか。
- 答弁（土木総務課長） この本四の連絡調整会議につきましては、委員御指摘のように料金改定等ございましたが、直近では平成18年3月に民営化に伴うということで、構成員に資産を保有しております高速道路保有・債務返済機構を新たにメンバーに追加するということが開かれております。その後は開催されておられません。
- 質疑（中原委員） 非常に大事な会議だと思います。料金を決めるということは、広島県が毎年53億円を出しているのですが、これがどうなるのかということに直結する話です。ましてや平成25年以降は、今の毎年の53億円を、額も含めてこの連絡調整会議で協議するという事になっているわけですから、非常に大事な会議で、そこで広島県として主張していく必要があると思います。私がきょうこの話を申し上げたのは、当初の料金を設定する際には、航路事業者も入っていたとお聞きしたことがあるのです。しまなみ海道沿いで航路事業をしている事業者、広島港から四国の港に入る、あるいは広島港だけではなく沿岸の呉などいろいろなところから四国に向かって、あるいは島に向かっていっている航路事業者が、その事業を行うのに最低限の料金を設定してもらっているという了解の上でこのしまなみ海道の料金設定は行われている。それを国の方が、あるいは県も含んでいるのかもしれませんが、料金を下げてくることによって、実は航路の運航事業者が今、原油の高騰なども相まって経営が厳しくなっているという声がたくさん入ってくるのです。このことについて、広島県として航路の運航業者、民間会社ですが、そうした声もあって高速道路の料金を下げるという政策と果たしてその辺はどうなのだろうか。こういう航路の運航業者の方々の声はだれが代弁してくれているのか。その辺も含めてこの料金の話とセットになってくると思うのですが、今後この連絡会議等で国に対してそういう広島県の実情等をしっかりと申し述べていただきたいということがあるのですが、その点はいかがお考えでしょうか。
- 答弁（土木総務課長） 開通時の料金設定の状況につきまして、承知しておりませんので、コメントできませんが、平成15年に料金引き下げを行ったところでございます。そのときには国土交通省の方から現在運航されています航路事業者、船員の皆様方に対して、何らかの影響が出た場合には対策を講じる、ただ、これはいわゆる

通常の事業の中での対策ということにはなっておりますが、それをやっという通知が出ております。それにあわせて、私ども県といたしましても、例えばフェリーの係船料を従来は24時間単位で徴収しておりましたものを、12時間単位で徴収させていただくといった形での御協力などはさせていただいております。現在いろいろと御意見等も聞いておりますので、この連絡調整会議がいつ開かれるかということにははっきりしておりませんが、委員御指摘のことなども踏まえ、県としてこの調整会議等で国等へ意見を申し述べていきたいと考えております。

○意見（中原委員） 今の実態を見ると、連絡会議を開いてくれと言ってもいいと思います。今、係船料の話があったのですが、港湾使用料が旅客船の場合、広島県の各港の旅客船に対する港湾使用料が非常に高い。これは四国の松山や今治など四国側の港と比べての話ですから、何らかの理由があるのかもわかりません。しかし、今の航路事業者の方からはこういう港湾使用料についても今の文脈で何とか配慮をしていただけないだろうかという声もいただいております。この辺の実態も含めてまた今後勉強していきたいと思っております。

○質疑（砂原委員） 下請企業に対するセーフティーネットについて聞きたいと思っております。県の工事を受注していた建設業者が経営破綻し、民事再生手続を受けた企業、またその後、再建計画が認められて県の工事を継続した企業は過去において広島県ではどれくらいありますか。

○答弁（建設産業課長） 手元にございます平成17年度以降の資料によりますが、民事再生手続開始の申し立てを行った県の入札参加資格者は、17年度以降、16業者となっております。このうち再生手続開始の申し立て後、会社の更生が軌道に乗ったということで、民事再生の手続が行われますと営業不振として指名除外を行いますけれども、再生後、経営が軌道に乗ったということで再度入札参加資格の申請をしていただくこととなります。それを受けて再度資格を取得された業者が16業者のうち4業者となっております。また、再生後も引き続き県から受注した工事を継続されていたという案件で申し上げますと1件となっております。

○質疑（砂原委員） 今話を聞いたら、民事再生が認められたらまた県の公共事業を受注することができるという話ではありますが、そうしたときにその民事再生した業者の経営審査事項は、過去のそういう事故を起こしたということでデメリットみたいなものが入ってくるのでしょうか。

○答弁（建設産業課長） 経営事項審査につきましては、建設業法上規定がございまして、その審査方法でありますとか審査項目等について規定されております。その規定のとおり審査を行いますと民事再生手続開始の申し立てがなされている、あるいはなされていないということによって審査基準が厳しくなったり、あるいは緩くなったりということにはございません。同一の部分で審査されるということになっております。

ただ、経営事項審査を民事再生後、受けられるということであれば、それなりの

自己資本の額や負債の状況など、いろいろ変わることが想定されますので、経営事項審査の結果といたしましては、これらの要素の変動に応じて結果が変わってくると思います。

○質疑（砂原委員） 下手をしたら負債がなくなって経営事項審査が上がるかもしれない。それは置いておいて、どうしてこういう話をするかという、先ほどの一連の落札率の話に関連してくるのですが、今までは、県の工事を受注していれば受注した業者の下請として、喜んで下請業者が入ってきていたのです。それが最近ではそういう経営状況の悪い企業が受注したり、完工高よりも借入金の方が大きいような会社が、ぎりぎりの低価格入札でとってしまうといった工事が非常にふえているのが実情であります。そうしたときに下請業者は、例えばさっきも話があった1社で残って継続で事業を始めたが、過去の資材納入した分は全部払えません。これから残りの仕事の資材はきちんと払いますと言われても、またひっくり返るのではないかと、非常に不安なのです。そういう状況に下請業者がなっているわけで、下請業者への支払いをきちんしているか、契約条項どおりに払っているか、代金支払いが適正に行われているかということ、今、県は指導をしているのですか。

○答弁（建設産業課長） 下請に対する適切な契約関係の確保ということでございますが、現在の県の入札参加資格を有する業者に対しましては、下請をする場合の留意事項ということで適正な下請契約を締結する、あるいはその契約に基づいて支払いをするということで留意事項のリーフレットを作成し、周知しているところでございます。また、標準的な下請契約約款が定められておりますので、それによって契約を締結する、あるいは代金を適切に支払うといったことにつきましても指導いたしております。また、施工体制立ち入り点検というものを抜き打ちで行っておりますが、その点検におきましては、下請代金の支払い方法あるいは支払い時期というのが契約どおりになっているか、あるいは下請代金は適切かといったようなことも含めまして、契約関係書類の確認あるいは前払いや出来高払いがなされているかといったことを確認いたしまして元請業者を指導いたしております。

○質疑（砂原委員） そういうふうにやっているという話ではあるのですが、なかなかそれが徹底されない。それで下請業者を救うために下請セーフティーネット債務保証事業というのを県として用意しているという話を聞いておりますが、この下請セーフティーネット債務保証事業は元請業者がやる意思があればできるが、下請がそれをやってくれと元請には言えないわけです。先ほども言ったような経営状態が破綻しているような業者がとったときとか、低価格入札でとったときには、元請業者に下請セーフティーネットへ入りなさいという指導を県がしてほしいと考えるのですが、その辺はいかがですか。

○答弁（建設産業課長） 下請セーフティーネット債務保証事業に関して民事再生等を申請された業者に義務づけるということにつきましては、現時点では基本的に元請業者と下請業者の関係というものは民間の契約であるということ、それから民事再

生との関係で申し上げますと民事再生計画というものを定められますが、その中に  
おいていろいろな再建債務関係が確定あるいは検討されます。それでその中で固め  
られたもの、契約関係につきまして下請セーフティーネット債務保証事業に強制加  
入ということがどのような影響を及ぼすのか、どれくらいの効果があるのかという  
ことについて検討あるいは整理をする必要があるのではないかと現時点では考えて  
おります。

○質疑（砂原委員） 本来、県の発注工事というのは、当然ながら県の都市基盤整備と  
いうような目的で発注されていますが、それと同時に、建設業にかかわる業者の、  
昔は失業対策のような形もありましたが、きちんとした企業の育成という部分もあ  
ったと思うのです。ところが今は低価格入札で落札させてしまう。そしてその低価  
格入札でとった業者がごめんと言って民事再生法適用になって下請がぼろぼろつぶ  
れていく。これが今の日本の経済状況になってきていると思うのです。特に今言っ  
たように低価格入札、調査価格のいう低価格入札ではなくて、本当の低価格入札に  
なったとき、民事再生法適用をしてまた工事再開しているような業者に対しては、  
民間の契約だから関係ないというのではなく、県の経済のためにもきちんとこうい  
う下請セーフティーネット債務保証事業を運営していく、やらせることで、このよ  
うな事業をつくった意味があると思いますので、ぜひそういう指導を強化する動き  
を検討していただきたいと思います。

○答弁（建設産業課長） 今お話の中の、下請セーフティーネット債務保証事業そのも  
のにつきましては、財団法人建設業基金というところの事業でございまして、広島  
県といたしましては側面支援になるかもしれませんが、これの受け皿になる団体と  
いったところの働きかけに一生懸命努めてまいりたいと思っております。先ほど来  
御指摘がございまして、適正な下請施工について元請業者を指導していく、周  
知徹底を図っていくとともに、今回御指摘の下請セーフティーネット債務保証事業  
につきましても、このたび国の緊急総合対策の中で強化が打ち出されましたので、  
その内容が具体的に明らかになり次第、関係団体等に働きかけを進めてまいりたい  
と考えております。

(9) 閉会 午後0時15分